はかりの定期検査を受けましょう

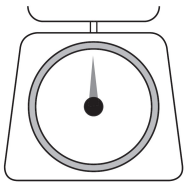

～取引・証明に使用するはかりは定期検査が必要です～

松江市商工企画課　55－5208

取引や証明に使用するはかりは、計量法に基づき定期検査が義務付けられています。

松江市内では、市域を橋南と橋北に分け隔年で実施しており、今年は橋北の事業者を対象に検査を実施します。

検査対象となるはかりをお持ちの方は必ず受検してください。

なお、検査には手数料（裏面をご覧ください）が必要となります。

検査日程

9月 9日(火)	10:00～12:00 13:00～15:30	市役所鹿島支所	10月 2日(木)	10:00～12:00 13:00～15:30	法吉公民館
11日(木)	10:00～12:00 13:30～15:30	島根公民館 千酌自治会館	7日(火)	10:00～12:00 13:00～15:30	城北公民館
16日(火)	10:00～12:00 13:00～15:30	七類自治会館	9日(木)	10:00～12:00 13:00～15:30	城北公民館
18日(木)	10:00～12:00 14:00～15:30	八束公民館 美保関文化交流館	14日(火)	10:00～12:00 13:00～15:30	城東公民館
25日(木)	10:00～12:00 13:00～15:30	古江公民館	16日(木)	10:00～12:00 13:00～15:30	川津公民館
30日(火)	10:00～12:00 13:00～15:30	朝酌公民館			

検査対象

検査の対象となるはかりの例

- 商店、スーパーなどで使用する取引用のはかり
- 薬局などで調剤に使用するはかり
- 病院や保健所、学校、幼稚園、保育所などで体重測定に使用するはかり
- 製造事業所などの取引用のはかり
- 宅配便などで運賃の算出に使用するはかり
- その他、取引・証明行為に使用しているはかり

検査の対象とならないはかりの例

- 飲食店、給食センターなどで原材料の調合に使用するはかり
- 工場などで原材料の調合、工程管理に使用するはかり
- 公衆浴場などに設置されている体重計
- 郵便物の料金の目安を調べるために使用するはかり

※新たに購入されたはかりをお持ちの方はご相談ください。
※家庭で使用する体重計やキッチンスケール等は検査の対象ではありません。

定期検査手数料一覧表

<table>
<tr><th>はかりの種類</th><th>ひょう量（注）</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">電気式はかり
電気抵抗線式はかり、電磁式はかり、誘電式はかり、光電式はかり
 </td><td>100kg以下</td><td>￥1,400</td></tr>
<tr><td>250kg以下</td><td>￥1,800</td></tr>
<tr><td>※500kg以下</td><td>￥2,200</td></tr>
<tr><td colspan="2">最小の目盛または感量がひょう量の 1/10，000 未満のものは上記の2倍の金額</td></tr>
<tr><td>棒はかり，ばね式指示はかり（直線目盛のみ）
 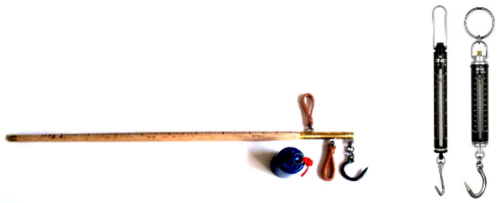 </td><td>1台あたり</td><td>￥250</td></tr>
<tr><td rowspan="4">その他のはかり
手動天びん、等比皿手動はかり、不等比皿手動はかり、台手動はかり、ばね式指示はかり（円周目盛のもの）、手動指示併用はかりなど
 </td><td>100kg以下</td><td>￥500</td></tr>
<tr><td>250kg以下</td><td>￥900</td></tr>
<tr><td>※500kg以下</td><td>￥1,500</td></tr>
<tr><td colspan="2">最小の目盛または感量がひょう量の 1/10，000 未満のものは上記の2倍の金額</td></tr>
<tr><td>分銅、おもり（はかりとは別に手数料が必要です）
 </td><td>1個あたり</td><td>￥10</td></tr>
</table>

※計量器などの写真はイメージです。メーカーによって形状や機能などが異なります。

（注）・ひょう量（秤量）・・・その計量器で計量できる最大の値のことです。

※ひょう量が 250kg 超、500kg 以下のはかりを検査される場合は
事前に松江市商工企画課（55-5208）までご連絡ください。